

アマチュア局の無線設備の保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、アマチュア局の免許申請（開設）に係る無線設備の保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

出 願 の 日 (平成) 年 月 日

出願者	住 所				電 話 番 号	
	社団の場合は 事務所の所在地				F A X	
	氏 名 社団の場合は 代表者の氏名	印			社団の名称 社団の場合に限る	
免許を申請する無線設備	送信機番号	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号	接続するブースタの名称等 (ブースタ等を使用している場合のみ)	附属装置の有無 (有る場合のみ)	<p>(保証料の払込証明書の貼付欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 専用の払込用紙で払い込まれたときは、受付証明書（払込用紙右端）を貼付して下さい。</li> <li>• 郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込まれたときは、受領証の原本を貼付して下さい。 ※必ず控え（コピー）を取り、免許状が到着するまで、お手元に残すことをお勧めします。</li> <li>• インターネットを使用して払い込まれたときは、確認画面のハードコピーを添付して下さい。</li> </ul>
	第1送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第2送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第3送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第4送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第5送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第6送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第7送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第8送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第9送信機				<input type="checkbox"/> 有	
	第10送信機				<input type="checkbox"/> 有	
その他の事項	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定された条件に合致しています。					
安全及び保安施設	(1) 電波の強度（容易に出入りすることができないように施設する） ※電波法施行規則別表第二号の三の二に定める電界の強度を超える場合該当		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み（内容） <input type="checkbox"/> 免許までに施設（内容）			
	(2) 高圧電気（外部より容易に触れることができないように施設する） ※交流電圧300ボルト若しくは直流電圧750ボルトを超える電気を扱う場合に該当		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み（内容） <input type="checkbox"/> 免許までに施設（内容）			
	(3) 保安施設（空中線系に避雷器又は接地装置を設ける） ※24MHz帯以下の無線設備が該当		<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み（内容） <input type="checkbox"/> 免許までに施設（内容）			
無線設備の保守点検		<input type="checkbox"/> 実施します。				
遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。 (2) 協会から送付される調査報告書を免許後速やかに提出します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査（実地調査を含む。）及び指導の通知等があった場合には、全面的に協力します。					
参考事項	• 設備を共用する場合は、同時に保証を申し込む者の氏名					
	• 同一の出願者であって、過去2年以内に保証を受けた同一の送信機により出願する場合は、同一である送信機番号及び名称等					
	• その他参考となる事項					

# 【 保証願書（開設）の記入例 】

## アマチュア局の無線設備の保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、アマチュア局の免許申請（開設）に係る無線設備の保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

出願の日	(平成) 26年 11月 10日		
電話番号	03 - 〇〇〇〇 - △△△△		
F A X	03 - 〇〇〇〇 - △△△△		
メールアドレス	hosh@jard.or.jp		
住所	〒170-8088 東京都豊島区巢鴨3-36-6		
氏名	保証太郎		社団の名称 社団の場合に限る
送信機番号	送信機の名称等	技適番号又はJARL登録機種の登録番号	接続するブースタの名称等 (ブースタ等を使用している場合のみ)
第1送信機	JARD333	KV69900055	
第2送信機	JV-115	002KN700	ZR-20L
第3送信機	FT-736	Y115	
第4送信機	JD-105	自作機	
第5送信機			
第6送信機			
第7送信機			
第8送信機			
第9送信機			
第10送信機			
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定された条件に合致しています。		
安全及び保安施設	(1) 電波の強度 (容易に出入りすることができないように施設する) ※電波法施行規則別表第二号の三の二に定める電界の強度を超える場合該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み (内容 ) <input type="checkbox"/> 免許までに施設 (内容 )	
	(2) 高圧電気 (外部より容易に触れることができないように施設する) ※交流電圧300ボルト若しくは直流電圧750ボルトを超える電気を扱う場合に該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み (内容 ) <input type="checkbox"/> 免許までに施設 (内容 )	
	(3) 保安施設 (空中線系に避雷器又は接地装置を設ける) ※24MHz帯以下の無線設備が該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み (内容 ) <input type="checkbox"/> 免許までに施設 (内容 )	
無線設備の保守点検	<input type="checkbox"/> 実施します。		
遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。 (2) 協会から送付される調査報告書を免許後速やかに提出します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査 (実地調査を含む。) 及び指導の通知等があった場合には、全面的に協力します。		
参考事項	・ 設備を共用する場合は、同時に保証を申し込む者の氏名 ・ 同一の出願者であって、過去2年以内に保証を受けた同一の送信機により出願する場合は、同一である送信機番号及び名称等 ・ その他参考となる事項		

免許を申請するすべての送信機を記入してください。

○技適機種又はJARL登録機種以外の送信機は、『技適番号又はJARL登録機種の登録番号』欄に「技適機種改造」、「自作機」などと記入してください。

○外国製の送信機やキットなどの場合、メーカー名とその型名を記入してください。

○ブースタ、リニアアンプ、トランスバータを接続する場合は、『接続するブースタの名称等』欄に記入してください。

○TNC、FAX装置などを接続する場合は、『附属装置の有無』欄『有』に✓を付けてください。

に✓印を付け、無線設備の保守点検を実施してください。

技適機種のみ場合は保証料算定対象外です。

※保証申込みの内容について  
第1送信機⇒技適機種  
第2送信機⇒技適機種+ブースタ接続  
第3送信機⇒JARL登録機種  
第4送信機⇒自作機

※保証料の算定について  
この場合は、技適機種のみ第1送信機が、保証審査対象外となるため、保証料の算定は3台(6,000円)となります。

該当する口✓印を付け、「施設済み」又は「免許までに施設」に✓をした方は、必ず内容を記載してください。

日中連絡の取れる電話番号、メールアドレスなどを記入してください。書類に不備等があれば連絡する場合があります。

社団(クラブ)の名称を記入してください。個人で開設する場合は空欄となります。